

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

令和3年(2021年)11月26日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表2森林公園パークタウン北地区地区整備計画区域の項集合住宅地区の目ア欄第5号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改め、同表テクノパーク地区地区整備計画区域の項研究・開発業務地区の目ア欄第2号中「下宿」の次に「(就業者のための附帯施設として建築物内に設けるものを除く。)」を加え、同欄中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同欄第6号中「老人ホーム、」を削り、「福祉ホームその他これらに類するもの」を「又は幼保連携型認定こども園」に、「建築物内に設ける保育所」を「設けるもの」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄中第7号を第5号とし、同欄第8号中「病院又は」を削り、「診療所を」を「ものを」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄中第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号から第14号までを削り、第15号を第9号とし、第16号から第18号までを6号ずつ繰り上げ、第19号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 食品製造業(食品加工業を含む。)を営む工場

- (2) 別表2テクノパーク地区地区整備計画区域の項研究・開発業務地区の目ア欄第20号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、テクノパーク地区の地区整備計画の区域内における建築物の用途等に関する制限に係る規定を改める等のため、本案を提出する。